

平成18年第3回太良町議会（定例会第2回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成18年6月13日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成18年6月20日 9時31分			議長	坂口久信
	閉会	平成18年6月20日 15時36分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席16名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	見陣泰幸	出	9番	竹下武幸	出
	2番	坂口祐樹	出	10番	田口靖	出
	3番	浜崎敏彦	出	11番	岩島好	出
	4番	坂口久信	出	12番	山口光章	出
	5番	久保繁幸	出	13番	下平力人	出
	6番	吉田俊章	出	14番	木下繁義	出
	7番	恵崎良司	出	15番	田崎誓	出
	8番	末次利男	出	16番	中溝忠喜	出
会議録署名議員	8番	末次利男	9番	竹下武幸	10番	田口靖
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本太		(書記) 大岡寿憲			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	百武豊	税務課長	桑原達彦		
	助役	木下慶猛	農林水産課長	高田由夫		
	収入役	矢壁稔	土地改良課長	永渕孝幸		
	教育長	陣内碩泰	建設課長	岩島正昭		
	総務課長	岡靖則	収入役室長	坂本豊		
	企画商工課長	佐藤慎一	支所長	新宮義晃		
	財政課長	大串君義	農業委員会事務局長	中島末博		
	町民福祉課長	新宮善一郎	教育委員会次長	川瀬勝芳		
	健康増進課長	江口司	公民館長	寺田恵子		
環境水道課長	土井秀文	太良病院事務長	毎原哲也			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成18年6月20日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 報告第1号 平成17年度町立太良病院事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第2 議案第51号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第3 議案第52号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第53号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第54号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第55号 町立太良病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第56号 太良町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第57号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議について
- 日程第9 議案第58号 平成18年度太良町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第59号 平成18年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第60号 平成18年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について

午前9時31分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 報告第1号

○議長（坂口久信君）

日程第1．報告第1号 平成17年度町立太良病院事業会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○16番（中溝忠喜君）

これは、何ページですかね、4－1ページ、ここに前年度通次繰越額とあっては、この金額が次の年度に繰り越されるということになれば、これはもう確認ですが、大体16年

度が400,786千円の予算じゃったわけですよ。それで、繰越金が22,372千円出たということで、16年度の大体の執行額というのは、その差し引いた378,414千円ということでいいわけですね。そして、それが今度は17年度に繰り越されて、17年度の予算額が1,854,689千円、これにただいまの繰越額の22,372千円を加えて17年度の予算額の総額が1,877,061千円ということになって、17年度の執行額というのが1,796,006千円というような内容で、18年度の繰り越しが81,055千円というようなことで、この17年度が次の18年度に繰り越されて、18年度が大体150,222千円ですから、繰越金81,055千円を加えてトータルで231,277千円の予算額と、そういうふうになるという計算、間違いないのかどうなのか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まさしく今中溝議員がおっしゃったように、そのとおりの計算となります。

以上でございます。

○16番（中溝忠喜君）

そしたらね、この当年度の損益勘定留保資金というのがずうっと並んでおるわけでしょう。これとの関係は大体どういうふうになっておるわけですか、それをお答え願います。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

予算を計上する場合に、起債とか補助金、それから町からの繰入金金の三つと、それから、うちのいわゆる預金ですね、持っているもの、その四つで病院をつくっておるわけですが、結局、今回残った81,000千円というのは、簡単に申し上げますと、うちの預金から使う予定の額だったということでございます。それを使うか使わないかは、もうこちらが判断して執行するということになります。

以上でございます。

○16番（中溝忠喜君）

そしたらね、今回の1億5,000幾らかの予算額に対して、解体と外構工事の合計額として148,000千円ぐらい当初予算に組んでおったと思うわけですよ。大体その予算の仕分け内容というのは、解体費が幾らの予算、外構その他が幾らの予算とどういうふうな分野になって、そして、解体関係の入札額が幾らであったのか。この辺を私はなぜ聞くのかと言いますと、この特別会計というのは議決そのものが契約の議決と一緒になんですから、その辺を議会の上で確認しておきたいというふうに思うものですから、その辺がどうなっているのか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっと18年度のきちんとした落札額等を持ち合わせておりませんが、予算上は大体解体費に60,000千円、それから外構の方に約60,000千円、それぐらいの額を予定しており

ます。残りの30,000千円というのは、設計変更等大きなのが出てきた場合の予備として考えております。それで、今回の解体の落札額につきましては、50,000千円をちょっと出るぐらいの額でございます。

以上でございます。

○16番（中溝忠喜君）

そしたら、この解体関係で、あの付近一帯には旧病院の本体、それから伝病棟、それからリハビリ棟、この三つがあると思うわけですよ。この三つとも今回の解体の計画に入れておられるのかどうなのか。

私、疑問に思うのは、今から8年か10年ぐらい前、伝病棟は三百七、八十万円かけて、いつ有事の事態が起こるかもわからんから、太良町としてもこれは区分しておく必要がありはせんかというようなことでわざわざ予算を計上して、取り組んで今日まで保留してきたわけですよ。そういうような関係があるもんですから、今回の解体でどういう計画でやられるのか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

今回のその50,000千円程度の落札額につきましては、病院本体と伝染病棟と、それから、もとの看護師宿舍です。3棟を崩すということがすべて入っております。それで、その伝病の解体につきましては、議員がおっしゃられた経緯をちょっとよく知らなかったわけですけども、駐車場が非常に狭いということで、常々患者の皆様からもっと広くしてくれということで要望を受けておりました。今のでき上がっている玄関前の駐車場につきましては、もう既にほとんど毎日満杯状態となるということで、今の時点でも苦情が来ています。それで、裏の方をすべて取り壊して、一部リハビリの公園という形になりますけれども、ほとんどを駐車場として利用されてもらわないと、どうしても今の病院の患者様が来られるスペースが確保できないということと、うちの病院の職員の駐車場もそこにつくりたいということで、全部で135台分ぐらいの駐車スペースを確保しております。そこを壊してしまわないと、そのスペースが数を確保できないということで、そこは御理解をお願いしたいと思います。

○14番（木下繁義君）

ただいま病院のことについてお話がっておりますが、これについて1点お尋ねしたいと思いますが、松尾・中島共同企業体で建設されておりますね。そして、この事業の中で地元業者でできる仕事はできるだけ地元の業者を使おうというようなことに話になっておったと思いますが、そういったことで、ある地元の業者の方から全然声もかからんやっつと、見積もりも声もかからんやっつというようなお話で、私は非常におしかりを受けたんですが、この両方の企業体の中で町内の業者を利用された中にどういった業者が利用されたのか、おわかりであったら教えてもらえばありがたいと思います。

○建設課長（岩島正昭君）

お答えします。

名前までは、あえて業者名は上げませんが、建設業の土工ですね、それから、建築、塗装、それに左官、生コン、それからポンプ車等の業者が下請等で入っております。

以上です。

○14番（木下繁義君）

事業内容が松尾建設が70%で中島が30%と、そういったことで、事務長にお尋ねしますが、今建設課長が申された土工等々については地元業者を利用された。私が非常におしかりを受けたのは、内装の面で、事務長、あなたの方にもいろいろお話があつておつたと思いますが、その件について見積もり等でも出されなかったと、お声がかからなかったという業者と事務局との話し合いとか、そういった面はなかったんでしょうか、お尋ねします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

その内装の件というのはどういう部類のところですか。

○14番（木下繁義君）

それは、病院の内装事業を相当お願いしておつたというようなことで、それが声もかからなかったというようなことで、非常におしかりを受けたものですから、ぜひ尋ねてくれというところでお尋ねしている状況でございます。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

その内装の件については、ちょっと私は全くタッチをしていないという状況でございます。

○建設課長（岩島正昭君）

内装等々については、私の方が一応発注をしまして現場渡しをするわけでございますけれども、匿名は上げて、太良町の業種別に一覧表をつくって、電話番号もつくって、元請業者にやると、あとは元請業者と下請の見積もりですね、見積もり等々をとって、ある程度合意ができれば契約という形になっているわけでございます。

議員おっしゃっている内装業者につきましても、内装も大小会社規模がございますけれども、そこら付近の単価面で、こういうことを言つてはいけないんですけども、小さい、従業員も少ない業者さんについては声がかかるとらんかもわかりません。ある程度工期等の関係もありますから、ある程度は規模で下請の見積もり聴取していると、そういうふうに入っております。

以上です。

○3番（浜崎敏彦君）

町長の提案説明の中で、先ほども質問があつていたんですが、執行残の81,055,207円、これは事務長の答弁では、病院の預金かなんかの費用だという説明だったですね。その執行

残の内容というのはどうなっているとですか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

執行残の内容と申しますと、予算を一応確保しておいて、すべて17年度事業が終わったところで不用になった額、そういう意味でございます。

○3番（浜崎敏彦君）

予算を計上する際は、ある程度の内容を決めた上で多分予算をつくっておられると思うわけですね。そしたら、執行残だったら、済んだ分を差し引いた残りだということでしょう。それで、残っておる内容というのはどういう内容になっておりますか。

それともう1点です。先ほど解体の件が話に上がっていたんですが、旧病院の耐用年数はまだ残っていたですよ。病院を建てる際に、多分補助金等があったと思うんですが、なければいいんですけどね、耐用年数が残っていたことに対する補助金返還というような、そういう話は全く今回は上がらなかったですかね。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

先ほどその執行残等と申し上げましたのは、ちょっと私の答弁が誤りでありまして、予算を組んで、当面17年度が終わって、次の年の病院の解体関係とか、いろんなことで旅費を出したりとかいろいろしますが、それにもずうっと繰り越してよろしいということになっているものですから、それに使ってよいということになっております。しかしながら、自腹を切るようなことなので、それを使うか使わないかはこちらが選択をするという形になっておると思います。

それから、病院の本体につきましては、補助金はもらっておりません。それで、今まだ起債の償還が残っておるわけですが、それは今年度の9月に全額償還ということで、この間の3月議会のときに御承認をいただいたというふうに思っております。

○11番（岩島 好君）

今の17年度の繰越金の問題ですけれども、81,055,207円というやつですね。今おっしゃるのは、町長説明のように、18年度の繰越金として処理をするわけで、18年度の予算の中にこの繰越金が入ってこんばいかんとじゃないかと、今18年度の予算を組んでおるわけでしょう。その中に明許繰り越しの残額8,000幾らというのは、18年度予算の中に入れて、今度は18年度で決算をしていきますよという話だというふうに理解していいんですかね。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

いや、それは全く別枠の予算だと考えていただかなければならないと思います。

○11番（岩島 好君）

そしたら、その8,100何万というのはどこに行くんですか、その予算は。病院の自己資金ということですか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

形的に申しますと、そういうふうになります。二つ使う金があるというふうに御理解をお願いしたいと思います。

○9番（竹下武幸君）

病院の解体も進んでおるわけですけど、解体前に事務机なんかを払い下げといたしますか、そういう文書が回ったと思っておりますけど、払い下げといたしますか、その実態はどのようになっておりますか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

区長さんを通じて、去る6月3日の土曜日午前9時から旧病院の方から持ち出して新病院の方に使わなかった分の無償払い下げをしますということで回覧をいたしまして、当日は40名程度の方がもう早朝から、7時半ぐらいから見えられてお待ちになっておりました。どういたしますかね、かなり古いもの多くて、その40名近くの方が来られても、なおかつ残ってしまったという状況でもございますが、とにかく町民の皆さんに、ぼろでもいいからということで要望も結構あつておったものですから、そのような設定をして、できるだけ有効利用していただくということで実施したということでございます。

○9番（竹下武幸君）

その中に、厨房機器が入っていなかったと思うんですけど、その後ある人が行ったら、もう解体のときにがしゃがしゃしてあったというようなことを聞いたわけですよ。それで、厨房は払い下げるあれがもうないような古いやつばかりだったのか、そのところをちょっとお聞きします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

厨房につきましては、教育委員会の給食センターの方からある程度使えるものをくださいということでしたので、まずそちらの方に使えるものを持っていってもらって、残りについてはもうほとんど、民間の方が使われる分については運び出して、この間の土曜日の払い下げの中に含ませて処分をしたということでございます。

○11番（岩島 好君）

今のことで、私は81,000千円の件がどうしても納得できんわけですよ。というのは、今事務長がおっしゃるように、病院のお金やっけんがあと何に使うかわからん、どがん使うてでんよかとか、使わんでもよかとかという話が出たでしょう。そしたら、町からこれだけの金をやりながら、一般財源から繰り出して病院をつくった。80,000千円じゃい残ったもんねて、

残ったとは、それは我が勝手に病院ですもんねという話しか聞こえんとですよ、単純に言えば。その辺はそぎゃんもんじゃろうかと思うてですね。そんなら、町から繰り出したお金に対して一般財源に返還というのはでけんのですか。病院が勝手に81,000千円、ちょっと言うぎ、残ったけん勝手に何に使うかわからんのまいというような説明では、どうしても納得でけんわけですよ。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

実際に今回使用した金額というのは、ここに書いてありますとおり1,796,000千円ぐらいの金であります。その内訳としましては、出資金で336,683千円いただいているわけです。それで、起債で1,356,000千円です。それから、補助金を58,000千円ですけれども、残りは全部うちの内部留保資金から出しておるということでございます。あくまでもこの繰越計算書につきましては、予算から引いた残りがそれだけありますということでございます。その額につきましては、一応予算を組んで財源も充てておるわけですから、その余った額は実際に出した額からいきますと全部留保資金に該当するというふうに考えております。

○5番（久保繁幸君）

先ほど木下議員の建設中の町内業者の件でお尋ねになったんですが、これは今開業なされて、メンテナンス、保守関係、その辺の業者も町内業者がおられると思うんですが、電気の保安とかリネンとか清掃とか、どういうふうな業者が決定なされておるのか、お尋ねいたします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

メンテナンス関係につきましては、ビルメンテが最大のものだと思いますけれども、これについては福岡市にある会社に、入札の結果そこに委託をしています。ただ、浄化槽の清掃等については、保守管理については藤津清掃というところにお頼みをしているということでございます。あとは大体コンピューター関係もすべて、町内にはその業者はおられませんので、記憶する限りではほとんど町外の業者になっているんじゃないかというふうに思っています。

○5番（久保繁幸君）

特にお尋ねしたいのは、今問題になっておるエレベーター、その保守と機種、どんなでしようか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

エレベーターの機種につきましては、三菱でございます。それで、メンテにつきましては、先ほど申しました福岡の業者に一括してメンテの依頼をしています。

○8番（末次利男君）

ただいま執行残のことについて質問がっておりますが、それはちょっと私も理解しにくいところがありますが、いわゆる病院本体は4月にオープンして3カ月余りになるわけです。

そこで、立派な病院が建設されたわけですが、詳細についてのふぐあい、欠陥、そういったものは見受けられないのか、設計上のミスといたしますか、そういったものは今ありませんか、どうですか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

2カ月、3カ月程度たって、大きな欠陥というのは出ていないと思います。報告は受けておりません。ただ、腰板とか、それから、吹き込みぐあいでちょっと雨漏りがするというようなところ、そういうのが何か所かありましたので、直ちにそこをつくった松尾建設等に連絡して、その補修をやってもらっていると。今のところはその対応で十分賄えているというふうに考えております。

○8番（末次利男君）

それでは設計上、構造上といたしますか、そういう欠陥は別はないということですね。それは結構なことでございます。

それで、ちょっと飛んでしまって申しわけないんですけども、いよいよ新しい病院になって、結構患者も多く見えておられるという話もお聞きして、大変安心しておるわけですが、今後病院経営というのは冬の時代を迎えるとよく言われております。いわゆる医療費の抑制に向けてどんどん進んでいくわけですので、今後その運営、経営は大変だろうと思っております。そういった中で、病院条例の第4条の中に運営委員の設置条例が上がっておりますが、その実態というのは、大変活発な議論がなされているんじゃないかという期待をしておりますが、どのようになっているかお尋ねいたします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

病院運営委員会につきましては、平成16年から休止状態ということでございます。

○8番（末次利男君）

いやいや、一番大事な時期だろうと思いますが、休止状態というのは、これは町長の諮問機関として置いてあるわけですが、これは議会から2名、広域代表から3名ですかね、全部で5名になりますかね。その構成をもって設置をしてあるわけなんですけど、その休止状態というのは一番大事な時期にどういう理由なのか。これはむしろ今後頻繁に運営委員会をやって、今後の経営、運営をどうするのかというのを議論すべきじゃないかという感じがするわけですが、議会も入って、そういった意味から当然必要不可欠な、ほかの委員会は定期的にやっておられるんじゃないかと思いますが、この病院運営委員会だけが休止状態というのは、その理由がわからない、どういう状況にあるのか。

○町長（百武 豊君）

休止状態は事実でありますけれども、今事務長が申し上げたように、運営その他についても、今3カ月に入っております、やっと落ちつき状態ができていますかなと思いますので、諮問にかけるようなことがこれからどんどん出てくればいいんですけど、今のところは値するものはないと、だから、このままでいけないので落ちついたら、ぜひこの委員会は立ち上げたいと思います。

○3番（浜崎敏彦君）

2点質問します。

先ほどからの81,000千円の件でいろいろ話が上がっているんですが、病院内部の資金ということですね。残はどれくらいあるんですかね。

それともう1点、4月に新病院が開院されて、すばらしいCT、機器が入っておりますよね。それは当然ながら町内の開業医の先生の方にもその説明というのはあっていると思うんですよ。それで、この3カ月ぐらいの間に町内の開業医の先生から紹介されてこられた患者、CTに関して。そういう方が何名おられるか、お尋ねいたします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、第1番目の残は幾らかという御質問ですが、決算の3月31日現在で申し上げますと、約120,000千円を超える額を留保資金として持っております。

それから、CTの町内の医院からの紹介というのは、済みません、調べておりません。

○3番（浜崎敏彦君）

そしたら、開院前に説明等はあっているんですかね。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

これにつきましては、もう以前から開院したら、必ずCTスキャンを入れますということで、医師会の方にも随時連絡というか、お話はさせてもらっております。

○3番（浜崎敏彦君）

いや、これはちょっと聞いた話なんですけど、説明があっていないという話をちょっと聞いたんですよ。どういう機械が入って、どういう技師の方がそれを見られて操作されて、どういう状況まで出るかという説明をまだ受けていないんですけど。それで、どういうCTなのかわからない状態では患者が来られても、太良病院を紹介しようとしても、ちょっとちゅうちょすると。周りからはすばらしいCTが入っておるよという話は聞いておるけど、それが近々説明があるというような話を聞いたんで、それはないやろと、それは当然ながら開院前に説明をしているんじゃないですかということで話をしたんですが、その辺いかがですかね。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

私が個人的に医師会の方に説明をしたというのはありません。それで、医師会というのは、うちのドクターと町内の医院の先生方がされるわけで、その中で話は出ていると思います。それはもう病院をつくることからCTを導入しますとずうっと言い続けてきています。どれぐらいのレベルかと、そこまで詳しく説明をしているというのは、私個人的にはございません。

○3番（浜崎敏彦君）

事務長、事務長が説明をせろと言いよっとじゃなかとですよ。それは私は無理だと思えます。当然ながら、病院の扱われる先生、院長を初め、先生方が医師会なら医師会にこういう状況、機械が入っておるよという説明をするのが当然じゃなかかと。なぜかというたら、町内の開業医の先生方も太良病院を期待しておられるわけですね。60床という入院施設の病床をつくって、町内にはほかないんですから。それで、入院等になってくれば、町立太良病院を頼らざるを得ない。よその病院に、佐賀医大とか嬉野とか長崎県とかありますけど、そちらを紹介するよりも、近くにそういう病院があるんだから、当然ながら太良病院に検査をやって入院してもらおうという先生方がおられると思うわけですね。ですから、事務長は病院の院長が説明したかどうかという確認をしているかどうかということです。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

院長には確認をしておりません。それで、今後そういう説明をしていただくようお願いをしたいというふうに思います。

○町長（百武 豊君）

今の説明云々でありますけれども、太良病院を建設したいというときに、太良町の医師会の方みんな集まってもらっております。そうした中で前々から、私が議員時分からあっているCTはぜひ入れてもらいたいというのは、これはもう大合唱でありましたので、医師会の会長さんからはぜひいい機械も入れてほしいと、そして、我々がまず紹介をできるような体制の病院をつくってほしいと言われておりますから、それはもうかなうように最初からCTは入れるということは医師会の中ではっきりと私が申し上げておりますし、それから、そのことを知らないとおっしゃるドクターはいないと思いますけれども、さらに、オープンベッドまでつくって、いつでも開業医の方がベッドが足りないときはうちの病院のベッドを利用していいというようなことも、これは最初申し上げていませんが、事あるごとに申し上げておりますから、例えば、外科医でいらっしゃる田代病院にベッドがないと、外科医さんで何でベッドがないんだろうかと私は不思議に思うとったんですけれども、ひどいのはよそに送られるんかなと思うとったわけですが、この際、田代病院もオープンベッドを利用し

てもらえばいいというようなことは、事あるごとに私は申し上げておりますから、院長が医師会でそういう話をしているかしていないか、していないとすれば、院長としては太良の問題には非常に欠けていると思いますけれども。

○2番（坂口祐樹君）

関連ですけれども、国道207号線沿いに外構フェンスが設置されてありますけれども、すぐ駐車場から出るときに見にくいという状況なんですね、まずはこの外構フェンスの設置の目的というのを教えてください。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

外構フェンスの設置の目的と申しますのは、現在の入院患者の方の中に痴呆の方が結構いらっしゃるわけです。それで、その方々がもしあそこがフェンス等がないと、簡単に外に出てしまわれるという状況が発生する可能性があります。現に一度、そういう方がいらっしゃいましたものですから、夜9時ごろに探し回ったという経緯がございます。それはその前の病院でもそういうことが何度かあって、きちんと玄関等を閉めましょうということで、9時半にはもう閉めるようにしたんですよ。そういう方々、痴呆の方が、もしフェンスがないと夜中でも出ていかれるという可能性がございます。それを車が入るところを10時ぐらいまで今フェンスをあけているわけです。ところが、それはもう仕方ないとしても、それ以降にもしかして出られる方々を未然に防ぎたいという意図がございまして、フェンスを設けたということでございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

報告第1号 平成17年度町立太良病院事業会計継続費繰越計算書の報告について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致、よって本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第51号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 議案第51号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○15番（田崎 誓君）

議案第51号、これは税務課長にお尋ねしますが、町長の提案理由説明について、大体町長はこういうふうに言うておられるんです。「専決処分事項の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日に交付され、平成18年4月1日に施行されたことに伴い、太良町税条例の一部を改正する必要が生じたので、修正を要する事項について、平成18年3月31日付で地方自治法第179条の規定に基づき専決処分を行ったので、その報告を議会の承認を求めるものでございます」と、こういうふうな町長の、それにいろいろつけ加えてございますが、それはもう専決処分でありますので、これは国から制定されたものだから当然議決せにやいかんと、私はかように思います。

しかしながら、課長、今書類を見ると約13ページにわたって内容説明が書いてあるわけですよ。そしたら、今までにいろんなこういうふうな説明事項が13ページもわたってあるわけだから、だから、その内容説明を今まで全協でもあるし、それから、議会はきょうは最後の日とも思いますよ。それにもかかわらず、その概要説明をしなかったと。ここに今議員の皆さんがおられますが、全部わかった者はいないと思いますよ。それに対してこの専決、この議会の条例の改正、これももちろんあるわけなんです。これ2枚にわたって説明があるわけですよ。

こういうふうなこと、一通り私これを読みました。そしたら、個人町民税の非課税を改正すると、それから、生活扶助基準確保並びに生活保護基準等の改正とか、それから、耐震強度にかかわる件とか、いろいろな問題が13ページにわたって書いてあるわけなんです。それで、そういうようなことを思うときに、私はわからないんです。住宅用地というのはわかりますが、商業用地、商業用地というのはどこを指すのか、太良町に商業用地というのはあるのかなのか、そういうような意味が非常にわかりにくい。

これは11ページに載っております（「商業地等据置固定資産税額」という。）と、それから14ページには、山林の問題、山林の問題についても、ここに「22項に規定する特定懸賞金」とか、そういうふうなことを書いてあっても、その中身というものは、もうほとんどの議員はわからないと思いますよ。これはなぜ今までこういう——私も議員をして来年で約20年になります、そういうような説明がなかったということは初めてなんです。これだけの書類がありながら、そういう説明を、配慮をなぜしていただかなかったのか。これは議員の皆様全部わかりますか、わからんと思いますよ。そういうわからないものは前もって説明をお願いしたい。

税務課長、この前もいろんな課長さんたちからそういう説明も、教育委員会もあったし、いろいろあっておるわけですよ、今度の議会に対しても。けど、私たちに何もそういうような説明もなし、いきなりこういうふうな書類を、これは国の制定ですから、そのまま来たのをそのまま写してやったのかなんか知りませんが、その内容説明をなぜしなかったかという

ことを言いたいわけなんですよ、私は。これじゃわからんですよ。全部わかる議員はいないでしょう。どういう説明をするんですか、まずお尋ねしたいと思います。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えいたします。

毎年税法等の改正は行われます。それで、その改正についても、例年3月国会で所得税法等、あるいは、それに伴って地方税法等の改正が行われます。それにつきましては、例年3月の末に国会で可決をされ、公布され、4月1日からの可決ということで専決処分という形で町の条例等もそれに伴って改正して、審議をお願いをして、決定させていただいているわけですが、その説明につきましては、当然その年によって多くの改正条項がある年とない年がございます。それについて私どももどの程度まで事前に御説明をしていいのか、検討する余地はあると思います。

それで、過去の経緯を調べてみますと、事前に説明したケースというのはごくまれだということで私もお聞きしていたもんですから、今回についても従前の方法をとらせていただいたというのが結果でございます。

それで、今後につきましては、税制改正の内容とのボリュームの問題ですけれども、今回については、今回専決でお願いしている議案第51号と、あと7月以降の議案第54号がございますけれども、相当ボリュームがございます。これについては、事前に資料等をつくって説明をした方がいいのかなと、ちょっと私個人的には考えておりましたけれども、その辺については条例改正案についての事前説明の基準というのが執行部で統一した見解はまだございませんので、特に税条例についてはそういう御指摘がっておりますので、その辺は十分検討させていただきたいと思います。

なお、今回出しております議案第51号については、概略説明をということになれば、御説明をいたしたいと思います。今、本会議場で説明をいたしたいと思います。

○15番（田崎 誓君）

この議会は3回しか質問できないわけよ、3回しか。ここに商業地というところがあるわけですね。この商業地は11ページにありますよ。そしたら、太良町の町内の中に商業地というのはあるのかないのか、そういうのをいっぱい質問せにやいかん。だから、全協で前もってその説明が必要ということを私は言いよるんですよ。それを言いよる。これをなぜ出したかとは言いよらん。これだけの13ページにわたる中身があるわけですから、これはもう国の制定されたものだから、それは専決処分でやるのが当然、これは議決せにやでけんのは当然なんです。それはわかるんですよ。しかし、その内容説明がこの議会の中では3回しかできない。だから、全協をもってなぜしてくれなかったかということを私は言いたいわけなんです。全部の議員一人一人が説明する時間をとってどうもならんでしょうもん。

議長、これは説明しなきゃめくら判は使われんですよ。全部これは意味があるわけですよ。

これ説明ないのになしてさるっですか。だれでもこの気持ちは——なぜこれを言うかという
と、今税金が今年度も高騰して——けさでも私のところに来ました。そして、税金の書類を
持って、私はある人から頼まれて来たわけです。そういうふうな税金が高騰しておる。その
中にも意味のわからない、議会で私たちは議決するわけいかないんです。だから、議会を中
止してでも、この内容説明をしてほしいと思います。そして、説明しなさいよ。そういうこ
とじゃいかん。

○助役（木下慶猛君）

税務課長にただいまからページに従って説明させますので、御了解していただけますか。
いいですか、ここで説明して。（「時間のかかっですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

助役ちょっと待ってください。

時間もかかりますので、この問題については、議会が終わった後でも中身については、そ
の内容については別に報告してもらった方がようはなかですかね。（発言する者あり）

○16番（中溝忠喜君）

今いろいろ提案がっておりますが、今回の改正は、今度政府が進めております三位一体
改革の一環としての大きな問題が、税源移譲の問題、あるいは国庫補助負担金関係の問題、
そういったものが織りなした結果、こういうような税制改革がなされておるわけですから、
それについての概略の内容というものは知っておくべきなんですよ。

それで、私はできれば、これはもう概略でいいですから、本会議を暫時休憩して、そうい
った方向で担当課長に説明していただくということが、一番率直でゆうはなかろうかという
ふうに思うんですが。

○議長（坂口久信君）

それでは、中溝議員の方からあったように、一応暫時休憩して、その中身について概略を
説明していただくというようなことが一番スムーズにいきゃせんかと思しますので、一応暫
時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前11時38分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

質疑の方ありませんか。

○15番（田崎 誓君）

ただいま議会を休憩しまして、説明を受けましたが、私は議会でございますので、要望と
してお願いをしたいと、かように思います。

今説明を受けて、県に聞かなければわからんのではないかという予測もしておったわけですが、割合議員が納得のいくような説明を受けました。だから、今後やっぱりこういうふうな議会を中断せんでいいように、そういうふうな議題に対しては、多い議題については、あるいはまた、国の改正に伴って改革があったときには、今後前もってそういうふうな説明をいただきたいということを要望いたしまして終わります。異議ありません。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第51号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致、よって本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第3 議案第52号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第52号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第52号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致、よって本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第53号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第53号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第53号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致、よって本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第54号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第54号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第54号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致、よって本案は原案どおり可決いたしました。

日程第6 議案第55号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第55号 町立太良病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○15番（田崎 誓君）

この病院について、さきでもいろいろ質疑がありました。私はこの病院が新築になって新しい器具が入れかわったと思います。その器具というのはどういう器具が入れかえになったのか、その辺の御答弁をいただきたいと、かように思います。医療器具です。

○議長（坂口久信君）

田崎議員、今回は使用料手数料の一部を改正する条例でございますので……

○15番（田崎 誓君）

そいけん、関連してとって、

○議長（坂口久信君）

あ、関連してですね。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まずは一番大きなのはCTスキャンでございます。それから、あともう検査室の多目的検査機器とか、それからコンピューターを導入いたしました。これはもううちの財務会計も含めて、いろんなところをコンピューター化しておりますので、そういうのにもかなり出費をいたしております。

以上でございます。

○15番（田崎 誓君）

歯科は個人でされたので、歯科は廃止というふうに一応決まっておるわけですが、大体歯科のかわりに眼科等を入れるというような目的の、これ全協等でも話があったわけですが、その眼科については、医師の問題もございましょう。そのスペースはちゃんとあると思いますよ。だから、いつごろから開業する予定ですか、その辺をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

眼科につきましては、佐賀大学の眼科の教授の方に、町長と以前行きまして、院長も一緒ですけれども、そこで言われたのは、今年度までは絶対出せませんということを回答もらっています。それで、19年以降につきましても、新医師臨床制度等の結果、医局になかなか人材が残らないというような問題もありまして、19年以降も出せるかどうかはまだ今のところ全くわかりませんという回答をいただいておりますので、こちらの方としては派遣いただくように努力をしていきたいとは思っておりますけれども、いつからそれができるかというのは、ちょっと今のところ未定ということでございます。

○14番（木下繁義君）

この病院の使用料、手数料について若干お尋ねしたいと思いますけど、先ほどこの病院の清掃、維持管理、汚泥ともに藤津清掃になっておるだろうと思いますが、この町内には3業

者がいらっしやると思いますが、これはどういった状況でこの藤津清掃に指定をされたのか、その辺を御説明をお願いします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答え致します。

この件につきましては、以前からうちが藤津清掃にお願いをしていたということで、そのまま継続のような形で藤津清掃にお頼みをしているということでございます。

○14番（木下繁義君）

この場合、これは1年契約であろうと思いますが、やっぱり見積もりを取って幾らかでも減額ができれば幸いと思いますが、そういったことについての今後の考えはどうでしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

その件につきましては、町内にいらっしやる清掃業者の方々のいろんな問題等がございまして、そこら辺を考慮した上で今回の決定をいたしております。

○16番（中溝忠喜君）

今回、条例改正の中で、議案の中にもありますように、療養に要する費用額の算定方法、それから、診療報酬の算定方法によるもの、これはどういう違いがあるのか、今回そういうふうに改めたということですが、これに対して諸料金が全く変わらないということであれば、どうこうということはないわけですが、大体そういった諸料金の算定の根拠というのは、やっぱりこういったものを基礎にして決定されているというふうに思うものですから、その内容をひとつ説明願いたいと思うんですよ。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、今回診療報酬の算定方法という字句に変わっておりますけれども、これがもともとは、ここに書いておりますとおり、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法という厚生省告示があったわけですが、今回それが厚生労働省告示という「労働省」というのが入ってきて、かなり改められてしまったという点がございます。

うちの病院の場合に関して申し上げますと、該当する部分と該当しない部分というのが、その病院の大きさとか専門的な領域のぐあいそれぞれで違ってくるとは思いますけれども、特に初診料とか外来診療等の見直しとか、それから、いろいろ専門的に申し上げますと、紹介患者加算を例えば廃止しますとか、リハビリテーションの疾患別体系の見直しとか、これはちょっといろいろ中身があります。それで、食事療養費等も今回変わりました、もともとは退院される日に昼に出られた場合は、朝のうちに1食しか食べないのに1日分もらえていたというようなことがありましたけれども、今回の改正等で、その1回分の食事の額しか診療の請求ができないとか、いろいろ変わっております。それを一括して、今回厚生労働

省という告示を、名称も変えた中で今回の診療報酬等を改正したと、そういうことでございます。

○16番（中溝忠喜君）

いや、私がお尋ねをしているのは、療養費を土台にした算定と診療報酬を土台にした算定をこう考えてみれば異なるような内容の文書になっておるものですから。そいなければ、例えば諸料金が診断書、それから死亡診断とか、あるいは証明書とか、あるいはまた特別室、いろいろなそういったもろもろの手数料があるわけですから、そういったものも今回変わるということですか、その辺の内容をお尋ねしておるわけ。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

中溝議員がおっしゃった分については、うちで大体額を決めておるわけですが、それには今回は一つだけ該当するとすると、室料差額ですね、個室の分の差額をうちの条例で3千円以内で設定しろということになっておりますので、変えておりますけれども、そのほかの、うちで決めて取るんじゃなくて、頭から法律によってこれだけしか取れませんということも含めましての改正ですので、とにかくこの頭の、何と申しますか、診療報酬の算定方法をこういうふうにとちょっと変えさせていただかないと、うちで決めている分じゃなくて、法的に決めている分が取れないような形になってしまいますので、今回その字句を改正させてもらったということでございます。

○14番（木下繁義君）

確認をさせていただきたいと思いますが、いろいろな問題等があって、今回は藤津清掃に決定しておると。それで、その問題をクリアできたら、また今後は3人で入札とか見積もりとか、そういったことも検討していただくということによろしいでしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

なるべくその方向に行くように努力はしたいと思います。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第55号 町立太良病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致、よって本案は原案どおり可決されました。

昼食のため、暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第 7 議案第56号

○議長（坂口久信君）

日程第 7. 議案第56号 太良町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○15番（田崎 誓君）

この退職金の支給額に対しては、私は異議はないと思うんですが、これに関連いたしまして質問したいと思いますが、大体太良町消防団というのは、支部がもうたくさんありまして、町長も御存じと思いますが、とにかく塩田あたりが大体13、それから小長井町が7つというふうな話も聞いております。そういうことで、この消防団というものをやっぱり合併する時期が来ておるんじゃないかと。三谷あたりを参考にしながら、この行政で進めていくべきじゃないかと。私も行財政改革の委員の一人として、小さいことにこだわるよりも、やっぱり財政を伴うことですから、大きな財政からまず改正をしていくことが妥当じゃないかという気がします。

だから、この消防団も三谷に比べてみて、三つ合併をして、それで一つになしたという例もございますので、例えば大浦地区はまだ一つの合併もなされていない、統合もなされていない、そういうことで牟田部落、あるいは津ノ浦、今里、こういうのも三谷が一番参考になると思いますよ。だから、その辺を今後やっぱり改正すべきじゃないかと。そういう消防団にかかわる費用というのも、車1台買うといっても何百万円かする、そういう時代に沿ったような行政の仕方、これはもう当然あるべきじゃないかと。やっぱり統合してこそ、漁協もそうですが、来年の4月には有明海の漁業組合というのは全部統合するというようなことも聞いております。

そういう観点から、行政でこれを何とか、それは各支部に言っても、それは嫌だと言うかもしれませんが、やっぱり政治ですから、生き物ですから、それで今、この太良町の財政を見るにつけ、やっぱり切り捨てないといけんところは切り捨てにゃいかん。それから、廃止するものは廃止せにゃいかん。そういうことを勘案してみますと、やっぱりこういうふう

なところは統合していくべきじゃないかという気がします、今後の行政として、一番トップであられる町長は、どのようにこの点について、議会で申し上げておるわけですから、今後のやっぱり行政のあり方というものをよく検討していかねばできないと、かように思っておりますので、まず、町長のお考えを聞いてみたいと、かように思います。

○町長（百武 豊君）

理想としては、おっしゃるとおりですよ。ただ、うまくいったのが三谷であり古賀付近にありますからね。これはもう地元の意向も含めてやったんだから、これがもう最高だと。ただ、牟田については今里付近にという話も再三あっておりますけれども、嫌だと。5人か6人しかおらんとぼってんが、我々で地元のとは、おらんぎんと間に合わんというようなことで、何かあるときは鹿島のにきのすし屋に勤めとる人でも、行かんでおるとかという状態が続いておりまして、その辺の理解を受けるのがまず第一。合併をすれば、冗費を省けることになりましてけれども、逆に冗費は省けたけれども、それによって団員も減って行って、財政的にはいいけれども、戦力として山手の方の消防団員のおらんやったりなんたりするところは戦力として大丈夫かなと。もう一方の面で世話する面はありますけれどもね。だから、山手の方にも下の部落の団員に入ってもらえばいいという思いはありますけれどもね。そうすると、また一方では経費は要ると。いかなものかなというから、戦力が落ちてはいかんということがまず第一にありますから。あとは財政と相談しながら、部落の意を体しながらやっていく、あるいは消防団の幹部たち、団員たちの考えをまず聞かなきゃ、一方的に命令すると、これはやっぱり消防団のことは協力してもらっている方ですから、嫌だと反発を受けると、消防団としての戦力もなくなりますから、うまくその辺は話し合いながら、どうあるべきかということをやっぱり財政面からも考えていかにやいかん。片や、戦力として落ちないかということを考えにやいかんから、両々相まってどのようであればいいかということが今後の課題と思えますからね、そんな気持ちでおります。

極端に言えば、財政的に言えば、500名体制を450名体制にするのが一番たやすいことですよ。団員も入らなくてよか人の出てくれば、喜ぶばかりですけれどもね。それで戦力としていいのかという問題が惹起しますから、よく考えてやらないと、短絡的にやるのもいかなものかと、よく研究をしながら、消防団とも話し合いながらやっていくべきと、こう思っております。

○15番（田崎 誓君）

それじゃ、町長、消防団だけじゃなくして、消防団が七、八名おって、私は嫌だと言え、それはそれでいいと思います。しかし、行政を、それじゃあ消防団がそれだけでもきかんなれば、この行政区から合併をするような手段といいますか、そういうことをやっぱりやっていかんと、今後は大きな財政につながっていく。そしたら、例えば三つの部落が一つの区長さんで済むわけですから、だから、消防団ができんなら、行政区から合併を進めていった

らいかがなものかと、私はこういう気がするわけですが、もう本当に行財政改革委員会の中でもそういうふうな話があるわけですが、非常にやっぱり苦慮をする。やっぱり削減していくのと、それから切り捨てるのと、そういうふうな面から考えると、やっぱり消防団が合併できんなら、私は三谷みたいにしていいと思うんですが、できんと言うなら、行政区の合併というものをすれば、区長さんが例えば三つの部落は3人おるわけですから、1人になして、そして、そこに統合していくというふうな行政を今からやらなければ、私はやっぱり国がそういうふうな改正、合併の改正をしている最中ですから、まず、太良町の合併というよりも、小さいそういうふうな行政区から合併していけば、最後は大きな合併につながっていくんだろうというような考えを持っておるわけですが、この行政区の統合は、これいかがなものと思いませんか、それをお伺いします。

○町長（百武 豊君）

国は国の責任をかなぐり捨てて、地方財団に合併をせろと言ったのが、いわゆる平成の合併ですよ。しかし、これには合併する地域と、うちみたいに住民投票をやって、しないとやったところがありますし、次は知事に権限を与えて、合併の権限を持たせると言うけれども、知事は、それはもう権力ではやらないと言ってありますからね。町村合併については、道州制がどうなるかはわかりませんが、それと同じようにやっぱり、うちは合併はしないと町民がしているのに、太良町は行政区は合併しろと強力的にやっていいものかどうか。財源もありますけど、その辺がやっぱり思案の尾っぽのところだと思いますから、消防団にも余り強制的に言われないと。部落についても、やはり小さい一つの班ぐらいしかないところもありますからね。

例えば、柳谷と蕪田とは、まだまだ別にありますからね。何軒かしかないところでも、そのようなことで協力してもらえんというか、別にやりたいというところは現存しておりますから、この辺もやっぱり消防団と一緒に財政的な面から、いわゆる区と区の合併も考えていかざるを得ないであろうと、こんな思いですよ。

ただ、小さいところはいいにしても、三つも四つも合併すると、町村合併と一緒に、顔の見えない区はできないという問題が惹起してくるに違いないと。1万人規模ならば、顔の見える行政、政治ができるけれども、部落においてもそういう声がほうはいとして上がるならば、それに対してこたえるすべがあるのかなという気もいたしますけれども、ただし、そうなると、いろんな手当等を減らすとか、いろんな面でまた考えをいたさねばならないと思いますから、消防団とあわせて、地域の区の合併等もこれから論議を進めていかなければならないということはわかっておりますから、そういう気持ちは念頭に置きながら、両方の面からひとつしていただきたい。

例えば、今、三谷の合併を言いましたけれども、そんなら部落も三谷と一緒にになったらどうだろうかという案も出ているか、地元で、出ていないかわかりませんが、消防団

も一緒になった、部落もどうですかというような話が出るのか、いや、それはけしからんという話が出るのか、そういうことから、あなたがおっしゃる以上、行財政改革の一環として、そういうこともこれからは俎上に上げていくべき問題だと、こう思っております。

○15番（田崎 誓君）

それじゃ、再度お尋ねしますが、この部落長会議というのが太良町全体集まって、そういうような会議が1年に何回かなされておると思うんです。そういう今の統合の問題というものを、今まで過去に話したことはありますか。あるのかないか知りませんが、ないとすれば、やっぱり突破口をどこかで切らなければ、やっぱりいつか扉を1回開いて、そして、区長さんたちがどう言うのか。1回なりともそういうふうな話し合いをしたチャンスはないでしょう。総務課長、ありますか——ないでしょう。区長会の中でそういうふうな突破口を、行政の合併ということの話したのがありますか、ないでしょう。

○助役（木下慶猛君）

区長会の段階ではありません。個々にやったことはありますが、区長会の中で議題に上げて、やったことはございません。

○15番（田崎 誓君）

それじゃ、いいか悪いか、突破口として1回やってみたらいかがなものですか。そして、言うてみて、できんと言うなら、それでいいじゃないですか。一つも言わんでおって、できるわけがないと思うんです。だけん、その突破口として区長さんのおられる中で、やっぱり国がそういうふうな合併というものを、統合というものをしよるわけですから、まず、これからしていかなければ合併ということは私は考えられんと思うんです。やっぱり今から先は、絶対そういうふうな小さい地域においては統合していかなければできないと、本当に私は三谷は太良町の見本になると思いますよ。そいけん、ぜひ今度の部落の総会があつて、全部集まった中で、1回突破口を開いて言うてみていただけませんか。それはどうでしょうか。

○助役（木下慶猛君）

これはそれぞれ部落にもいろいろ事情がございまして、そういう会合ではやっておりませんけれども、個々には何遍も、私も総務課のときですけれども、昭和から平成になるときに総務課を担当したわけですけれども、先ほど出ました昭和の合併についても、江岡と杉谷ですか、そのときも部落に入ってやりました。けれども、やっぱりそのときはできなかったわけです。そしてまた、古賀、端古賀、片峰につきましても、これは杉崎町長の時代ですけれども、3部落の真ん中にまだ圃場整備もあっていたものですから、土地も家も全部つくってやるから、しないかということで指示を受けたものですから、部落に入ってやったけれども、それはありませんでした。

それからまた、部落につきましても、先ほど町長も言いましたように、蕪田と柳谷、柳谷はもう既に2軒か3軒かしかないわけですけれども、既に私がやったときには、池田さんと

かですね、池田さんはもう部落は柳谷ですけれども、蕪田でも下から2番目におられたもの
ですから、それから、小溝鶴蔵さんとか、そういう方たちに当たって、この際だから、蕪田
と合併はどうでしょうかとか、やりました。

それからまた、先ほど出ましたように、牟田につきましても、消防もその当時の支部長と
いうんですか、部長というんですか、富成さんという方だったけれども、その方たちのとき
も、そのときは部員が多分6人ぐらいだったと思います。それから、今は公民館も改良され
ておりますからいいわけですけれども、私のときにはだんだんを上げていくものですから、
そういう可搬ですかね、あれでやっておったわけですから、この際、今里、津ノ浦ですね、
合併しませんかということで中に入ってやりました。津ノ浦も公民館の改良があるから、あ
そこは公民館と格納庫ですか、あれが一緒になっておったものですから、そういう改造の話
もあったものですから、この際だからということで、中にはずっと入ってやっておるわけ
です。ただ、あなたが言われるように、区長会の全体的にはそういう提案はやっておりませ
んけれども、個々にやった形跡がございます。

○11番（岩島 好君）

今の関連ですけれども、今、消防の話が出まして、三谷の話が出ましたけれども、今、助
役から話がありました。私は合併する10年ぐらい前にそういう話があったというのを後で聞
いたわけですよ。今、部落に出てこられたという話ですが、私は役員も何もしておらんけ
んが、私は知らんやったとです。ところが、その当時の江岡の消防の部長が、いんにゃ合併は
せんばいと言ったと、こういう話でしたよね。それから10年ばかりたって、いろいろ状況が
変わって、初めて合併になったわけですから、今、助役がおっしゃるのは、もう前の話です、
牟田で話して。今のこういう時代になったんだから、消防も合併せんばいかんばいと、
それから、行政区も合併せんばいかんという方針を打ち出せば、私はできていくんじゃない
かと。

それから、今、町長から三谷の話も出ました。私たちも、消防も合併した分、行政区も将
来は合併せんばらんばいという話も今しよります。町が方針を出せば、私のところも三谷
と一緒に、運動会であれ、野球であれ、何でも三谷でやっています。会合も、合い中の三谷
で会合をやっています。だから、町が本当に行政区の合併をしようという方針を立てれば、
私のところもできる可能性はないとは言えません。だから、そういうのを町が、行政区も合
併せんばいかんよという、進めていくという方針をきちっとやっぱり区長会等で打ち出して
いただければ、私はまともっていくんじゃないかと。もう時代が若干今は変わっていますの
で、考え方も変わっていますので、今までの助役の御苦勞に対してはわかりますが、今の時
点では、もう一遍やっぱり進んで出るべきじゃないかと、こういうふうに思います。その点
について、ひとつ今後の方針を打ち出してください。

○助役（木下慶猛君）

それでは、次の区長会あたりには議題として出して、訴えたいと思います。

○9番（竹下武幸君）

この退職金については、消防団員などの公務災害補償などの責任共済に関する法律の施行令の改正で、これが提案されたというようなことですが、どういう条文になって、どのような関係があるのか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

これは消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律、施行令の一部を改正する政令の施行についてということに今回なっております。提案理由で申しましたとおり、18年の3月27日に交付をされ、同年の4月1日から施行されたことに伴い、こういうふうな改正をすると。今回、中堅層の3階層だけ改正で、昨年と一緒に、3階層の2千円の増額ということだけで、過去については一律全額アップというのがあっておりましたが、ここ2年ほどはそういうふうな状況で中堅階層の処遇改善ということになっております。

以上です。

○9番（竹下武幸君）

今、課長の答弁のように、これは改正がもう毎年ありよるわけですよ。それで、今度の場合は真ん中だけ、真ん中だけと言ったらおかしいですけど、その真ん中だけ上げるという根拠、どのようなことで真ん中だけ上げるのかどうか。もう今は何でも下がっているときだから、格差があるなら、多かれば下げるという考えはできなかったのかどうか、その辺をお願いします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

昨年の6月の条例改正のときにも、そのような質問が出たと思っておりますけれども、ここでは国の方が理由ということで、こういうふうに書いております。「非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償基金等が市町村に支払う消防団員対策報償金支払額を増額する必要があるからです」ということで、そのような、結果的には中堅階層だけの処遇改善ということで、内容等についてはそれぐらいしか私たちもわかりませんので、去年の6月の答弁と一緒になりますけれども、一部の処遇改善を図るための改正になっております。

○16番（中溝忠喜君）

私は、これはまず一番最初に、大体17年度の退職者の該当者は何名なのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

この退職報償金の対象者となる人は19名です。退団者は22名いらっしゃいますけれども、（「17年度の退団者よ」と呼ぶ者あり）22名です。22名で19名が対象ということです。

○16番（中溝忠喜君）

この18年度の入退団式に参加をして感じたことは、退団者の参加の数が非常に少ないと。これはもう参加をしてみて非常に寂しい思いをしておるものですから。私、もう何回でも数えて、8人しか参加ができておりませんでした。この傾向は、年々これがひどくなってきておるものですから、こういう状況であれば、現役の団員の皆さん方が、あの退団式の状況を見ておられるわけですから、もう来年私も退団ばってんが、これならば、もう参加をせんでいっちょこうというような、そういった考え方、感情がエスカレートしはせんかと非常に心配をするわけですよ。それで、これについては、せっかく団員の皆さん方は長年にわたって献身的に御苦勞をいただいて、そして、やっぱり最後の送る舞台を迎えるわけですから、もう少しはですね、いろいろ当日事情のあるということもあると思います。しかし、太良町の場合は、第1日曜日というような、そういうような機会まで便宜を図ってやっておるわけですから、それでも参加ができないということは、やっぱり現役の団員がその実態を見ておるわけですよ。これでは、もうゼロに近いような状況になってしまいはせんかというような危惧を持つものですから、やっぱり参加の努力をもっとやるべき発想と創意の努力は必要ではなからうかというふうに思うものですから、その辺について担当課長としてお考えはないのかどうなのか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、当日については8名ほどしか出席をしておりません。私たちも、指揮系統もいろいろそういうところも出てきますので、今後ともできるだけ多くの方が参加してもらおうように改善を図り、消防団の幹部の会議の中でもそういうことを言って、常々そういうのに出席してもらおうように努力したいと思っております。

○16番（中溝忠喜君）

いや、その答弁をするということじゃなくして、改善ができるように努力をするというよな、そういう答弁ではなくして、具体的にやっぱり考え方を出すべきだと思うんですよ。それで、いろいろな与え方をするということも、これは語弊ですから、まず初回ですね、私も育友会活動をして、参加の努力というのが団体活動にいかにか大事であるのかと、参加をさせるということが活動を進捗させるまず第一のテーマなんですよ。このことを置き去りにしては活動はできんわけですから。

特に消防団の退団式の問題は、私はまず支部長を中心にして、団員の幹部の支部の皆さんが、退団をされる団員の皆さんに礼を尽くして、今回、退団式にはぜひ参加をしてくださいと。やっぱり該当する支部として、退団が少ないということは、私たちの努力の足りなさが

そのまま反映されますので、ひとつ先輩何とかしてやっていただけないでしょうかというような、やっぱり手前からそういう姿勢を込めて、まず臨むということも、私は一つの考え方の一環ではなかろうかというふうに思うものですから。それで、支部長、幹部の皆さんに、その支部に関係のある退団者がおられれば、そういうふうにして礼を尽くして、参加の努力をするということも一つの手だてではなかろうかというふうに思うものですから、ぜひ、よかれれば話し合いをして、これはもう私が言うわけじゃないわけですから、やっぱり団の幹部の皆さん方とこういった協議をした結果、何がいいのか、ひとつ努力をしてみてください。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、そういうふうにしたいと思っております。最後は拍手で全員の方をやっぱり見送りたいと思っておりますので、そういうふうにしたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第56号 太良町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致、よって本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第57号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第57号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○16番（中溝忠喜君）

だれもなかもんですから質問しますが、私はこの規約を見て、もう恐れ入っておるわけですよ。こういう時代錯誤があるのかと。これは武雄を中心に3市4町が取り組むというようなことになつとるものですから。そして、この規約の内容を見ますと、ほかの市町は、武雄以外の関係団体は、これはもう武雄に、言うなれば下宿しとつと一緒ですたい。この杵藤広域行政という大きな土俵があるのに、なぜこういうようなことをするのかと、もう非

常に疑問でならんわけですよ。

それからまた、介護保険に一つも変わらない同様な認定審査をやるということですから、介護保険も認定審査をやっているわけですよ。これを、法律がこういうふう障害者自立支援法ということができたから、また別にするというのもナンセンスな話じゃなかろうかと。私は同じ土俵でこういった担当はやるべきじゃなかろうかというような考えにもなるものですから。

そしてまた、これについてはもう法律のしからしむるところかもわかりませんが、町としても今回のこの審査会をつくるだけで、予算計上を5,000千円近くやっておるわけですかいね。そして、事によっては職員の派遣までお願いをするというような、非常に代打的なものですから、この内容がどういうふうになっておるのか、その辺の審査会のあり方をひとつ説明願いたいと思います。

私は本来から言えば、これはもう当然広域行政の土俵の中でやるべきだというふうに思うものですから、こういった下宿人のやるようなことをなぜやるのかと。これはもう非常に時代錯誤も甚だしいというような考え方に立つものですから。じきじき私も広域議会の議員としてお世話にもなっている関係で、全くこういったことは聞いてもないし、そういうような考え方があるものですから、お尋ねをしておるわけですよ。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

まず、議員御質問の1点目の、事務局を武雄市でという御質問でございますが、今年の1月から、関係3市4町で意見交換会を随時開催してまいりました。場所について、3市のどこかで持ってくれないかというようお話がありまして、嬉野市さんについては庁舎が手狭で、そういう余裕もないということでございました。鹿島市さんについては、場所も当然でございますが、ちょっと現在のところ対応できないと、そういうことでございました。武雄市さんについては、それなら、うちの庁舎、仮の事務所等もあるのでということで、武雄市さんの方から手を挙げていただいて、そしたら、ひとつそういう方向でお願いをしようかという経過になったところでございます。

それから2点目の、介護保険も認定審査をやっておるので、介護保険の方ではできなかったのかという御質問でございますが、1月から意見交換会を始めましたが、当初はどこの市町村も、介護保険事業所、杵藤広域で介護保険の認定もやられておるので、お願いしようというような話で進んでおりましたが、杵藤広域の議会の関係で、この認定審査が10月1日までに終了しなければならないことになっております。杵藤広域の場合は議会が2月と8月にございます。そういうもろもろの規約の改正とか条例の改正とかを済ませて、8月の議会にかけてからだど、どうしても1カ月弱では間に合わないと、そういうことでございましたので、3市4町による地方自治法に基づく認定審査会の共同設置ということで、介護保険事業

所が認定審査を引き受けていただく間については、3市4町の共同設置ということで規約をつくってやっていったらどうだろうかと、そういう結論に達したところでございます。

以上です。

○16番（中溝忠喜君）

もともとこれは広域行政の問題ですから、そのために杵藤広域というのがあるわけですよ。それで、今、議会を開く機会がないからと、こういう重要な問題があれば、もともと広域が、私たちがやるんだというような前提であれば、やっぱり行政の当事者として臨時議会でも急遽開いてやれば、今でも間に合うわけですたい。その辺の進言をなぜしないのかと。それで、武雄市に下宿してやると。こういうようなあれがあるかと私は思うわけですたい。当然、広域の議会でこのことは最初から規約をつくって、認定審査会をスタートさせるという、やっぱり正常な姿でスタートせんと、議会を開く暇がないから間に合わないとか何とか、そういうような、ささいなことと言うようなことでは、私は今後の広域議会としても許されないというふうに思うものですから、これは当然広域ですべきなんですよ。その辺はやっぱり結果的にこうなったということであれば、最終的には10月過ぎれば、来年から広域の分野で取り扱うということなんですか、その辺はどうですか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

杵藤広域への事務委託の手続が完了するまでということで、一応今年度いっぱいには3市4町の共同設置ということで（発言する者あり）事務を進めるという協議の結果が出ております。

○16番（中溝忠喜君）

そしたら、ことしの予算の中に委託料の障害者の計画等の作成委託料として3,392千円、それから、この審査会の負担金として1,239千円、計の4,631千円が計上されておるわけですよ。この費用は大体どういった目安の費目の内容になっているのか。

そのことが1点と、それから、審査会の委員の定数が3市4町合わせて24人の定数を決めておりますが、これは各3市4町それぞれ配分した場合に、どういうふうな数字になっているのか、その辺2点について。これはもう職員の派遣というようなことになれば、非常に大きい予算になるものですから、その辺の内容を具体的に説明願いたいと思います。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

まず、第1点目の審査会の負担金等の質問でございますが、3市4町で7月から認定審査会をスタートさせるということで、3市4町全体で20,200千円の予算を見積もっております。これは負担金を算出するための資料として見積もっております。

主な内訳でございますが、認定審査会委員の報酬が2,208千円、認定審査に伴う職員の給

料が9,030千円、それから、賃金といたしまして438千円、旅費が320千円、それから、消耗品等の需用費として417千円、通信運搬費として174千円、よろしいでしょうか。トータルして20,200千円になっております。

それから、障害者計画作成委託料といたしましては、これも先ほどから御説明しているとおり、3市4町による合同での広域での障害者計画は作成できないものかということで協議をしてまいりましたが、これについては構成市町独自で計画を作成した方がいいんじゃないかという結論に達しまして、単独ですということ、委託料として計上をいたしております

それから、2点目の、認定審査委員の定数でございますが、認定審査委員としては医師が1名、歯科医師が1名、それから保健師等が1名、それに、各障害者施設の職員さんが2名、計5名で1チームといたしますか、合議体と呼んでいますが、1合議体をつくって、その合議体が全部で4合議体できる予定になっております。そういうことで、人選につきましては、例えば精神とか知的障害者の方につきましては、精神科専門の精神科医さんが必要になりますし、あと施設につきましても、杵藤広域管内ばらばらに点在をいたしておりますので、その辺はバランスをとりながら決めていくというようなことになっております。

以上です。

○16番（中溝忠喜君）

今、全体予算の枠をちょっと拝聴したわけですが、20,200千円というような予算内容だったということですが、それに対して太良町が460数万円という、5,000千円近い数字というのは、大体3市4町ですから、7市町あるわけですよ。それにもってきて太良町が5,000千円近く払わんばいかんということは、今の説明を聞いて、これは非常に太良町の負担が率的に多いんじゃないかというような判断があるわけですが、これはいかなるものですか。

20,000千円の中の4,600千円で、あなた、人口的にも非常に少ないわけですから、そぎゃん思わんね。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

負担金の件でございますが、負担金につきましては、1案、2案ということで協議をなされております。1案につきましては、均等割が20%、人口割が40%、それから、審査の件数割として40%。それで算出がなされております。2案につきましては、人口割50%、審査件数割50%ということで試算がなされております。最終的に協議がなされて、立ち上げのためにはどうしても必要経費というか、立ち上げのための経費が要るから、1案の均等割20%と人口割40%、それから、審査件数割40%の負担割合でいこうという結論に至っております。

以上です。

○15番（田崎 誓君）

今の、この杵藤地区の障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約、これは大体議案第58号の一般会計補正予算の中の16ページの中に、これは今、中溝議員がおっしゃったように、1,239千円上がっておるわけよね。それで、私が聞きたいことは1点だけだけど、これを3市4町が平等に割っているのかどうか、その辺が知りたいわけですよ。この次の予算で、これは出しておるわけだから。これは16ページに出ていますよ。58号の18年度の太良町一般会計補正予算のね、16ページ中に出しておるよ。そいけん、中溝議員が言いよるわけだから。だから、これを平等に割っておるのかどうか、その辺を聞きたいです。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

負担割合といたしましては、先ほども御説明いたしましたとおり、均等割が20%、人口割40%、審査件数割40%ということで、太良町の場合は負担金合計が1,238,523円となっております。負担割合につきましては6.1%となっております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第57号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致、よって本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第58号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第58号 平成18年度太良町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（岩島 好君）

まず、17ページの賃金の件でお尋ねをいたします。

2,014千円増額になっていますが、これが生徒数がふえたという話ですけれども、当初の予算では5,404千円ありまして、7,400千円ぐらいになるわけですけれども、当初の計画と、実際今ふえた人員等々の関係を説明を求めます。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

例年、児童の受付数が三十四、五名で推移をいたしておりました。それに基づいて18年度当初予算を計上いたしております。4月になってふたをあけてみましたところ、予想以上に児童数がふえました。そういうことで放課後児童クラブ、太良、大浦両クラブの指導者の方が、4月の下旬ですか、お見えになられて、ちょっとこれだと児童の安全確保上問題があるので、何とかしてくださいというようなお話がありました。そういう結果を踏まえて、上司と相談をして、今回補正をお願いしたところでございます。

○11番（岩島 好君）

私が言いよるのは、当初計画で幾らぐらいの人数でしておって、何人ふえたのかということを知ると、そぎゃん受け付けばして、どんどんどん来たけんといって、全部受けて立つのかどうなのか。当初計画をされたときに、35名ぐらいで打ち切るという話じゃなかったのかどうか。その辺の説明をきちっとしてもらわんと、簡単にいかんわけですよ。あなたのごと、ふえました、ふえたけんて、そぎゃん話じゃないと思うんです。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

議員御指摘のとおり、16年度につきましては、大体35名程度が安全上ベストであるというようなことで、お断りしておりました。ですが、17年度は、そういう定員がこれぐらいだからというようなことでは、ちょっと保護者さんにも迷惑をかけるということで、指導員の先生と御相談して、若干は35名以上受け付けをいたしておりました。（「そういうことじゃない」と呼ぶ者あり）

○11番（岩島 好君）

私が言いよるのはね、こういうふうなやつは、指導者は35名が適当であるから35名でしていきますよという話だったわけでしょう。16年度は今おっしゃるように35名だった、17年度は、あれば何人見てきたのか。そのくせ当初予算ば組んで、もう3月過ぎて、4月からしたぎにや、どさっと来たけん、はあ足らんですよて、こがんとはそぎゃん話でよかったですか、そぎゃんして簡単に。そいなら、計画の時点でもう少し申し込みを前もってとるとか、調査をするとかして予算を組むべきじゃないですか。私が言うのは、それば言いよつとですよ。ふえました、来ましたけん、どっさい申し込みのあったけんて、そがん申し込みのあつぎ、あいば全部受け付けていくのかどうなのか、そういうふうなやつが私は聞きたいわけですよ。どぎゃんふうにして計画を立てて予算をつくったのかということ。基本から、いっちょ説明をしてください。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

当初予算につきましては、前年の実績等を参考にいたしております。（「それが幾らね」

と呼ぶ者あり) これが多い月で36名、一番少ない月で28名になっております。それに基づいて当初予算は計上いたしております。どうしても安全面上、何とかせにゃいかんというようなことで、今回補正をお願いしたところでございます。

○11番 (岩島 好君)

36名で計画をしておいて、実際は何人ですか、今。安全面とかなんとかと言ひよんさっぱってん、何名おるんですか。

○町民福祉課長 (新宮善一郎君)

お答えをいたします。

18年度当初で太良の方が55名、大浦の方が49名でございます。

○11番 (岩島 好君)

そしたら、計画の時点で、何人来るかかわらん、どれだけ見ていくのかかわらんで予算組んどったということですか。55名来たけん、ほいきた、49名来たけん、ほいきたて、受けて立ちよるわけですか。そいぎ、結局指導者がおらんけん、補正せんばらんで、ぎゃんなつでしょう、当然。その辺をどのようにして受け付けをしていきよるんですか、締め切られんですか。でたらめじゃないですか。

○町民福祉課長 (新宮善一郎君)

お答えをいたします。

受け付けは2月の中旬から3月の中旬、約1カ月間を受け付け期間といたしております。

(「そしたら」と呼ぶ者あり) その結果、先ほど御説明しましたように、55人と49人の申し込みがあったということでございます。(発言する者あり)

○12番 (山口光章君)

ちょっと一緒の問題ですけれども、今、課長は先ほど三十五、六名がベストだと、それで当初予算を立てたというようなことを聞いていますけど、大体何人がベストなんですか、結局は。三十五、六名がベストだということで当初予算を立てたと言ひんさったばってんが、ベストじゃなくてもいいわけですか、そしたら。おかしかもん、聞きよって。

○町民福祉課長 (新宮善一郎君)

お答えをいたします。

児童数につきましては、先ほど申しましたとおり35名です。17年度の実績が6月、多いときで36名、3月で28名でしたので、それに基づいて当初予算を計上いたしました。

○議長 (坂口久信君)

暫時休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時9分 再開

○議長 (坂口久信君)

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

先ほども御説明いたしましたとおり、放課後児童クラブ、多良校区が、定員といたしますか、基準枠は35名、指導者の方が2名に対して35名でございます。同じく大浦についても、指導者2名で35名ということで当初予算を計上いたしております。

18年度につきましては、締め切った時点で予想をはるかに超えて多くの募集がっております。どうしても早い者順では切れないというところがございますので、子育て支援の上においても、今回補正をお願いしたところでございます。

○9番（竹下武幸君）

27ページの大浦中学校の体育館の設計委託料で、耐力度調査でこういうことになっているわけですが、ほかにもそれにかかったといたしますか、そういう校舎なりがありますか。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

これは、大浦中学校の建設予定に伴って耐力度調査を実施したものでございますので、例えば、大浦小学校の管理棟の改築をなすというようなことであれば、それにかかわる耐力度調査を実施するということになりますので、建設を予定するに伴って耐力度調査を実施することとございまして、その結果を受けて、この設計委託料というものを提出させてもらっていると、そういう状況でございます。

○9番（竹下武幸君）

そうしたら、今、耐震の診断ということで県内の小・中学校で調査があつておつて、太良の場合、17棟のうち、それができてないというようなことですが、県の教育委員会からなりの通達がどのような形になっているのか、絶対せんばいかんのをしとらんのかどうか、その辺のところ、どうですか。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

はい、答弁いたします。

新聞等で御存じのとおりでございまして、うちの方の校舎につきましては、昭和56年6月以前の建築のものがほとんどでございまして、それ以降の分につきましては大浦小学校の体育館のみでございます。この体育館は、新建築基準法でございまして、この分については該当しません。

以上です。

○8番（末次利男君）

21ページの畜産業費について質問いたします。

提案理由の説明の中でちょっとした説明はされているようですけれども、太良町高齢者等肉牛飼育基金利用規則の中、昭和52年にこれができて、当時、兵庫県の淡路ですかね、ここから導入をされたというのが恐らく始まりじゃないかと思っておりますが、その後、今日を経て、非常にこの貸し付け制度が太良町の畜産業界をリードするような大きな産地として成長したわけですが、今回の国のこの基金の引き揚げということで、今後、もう当然、この基金は国、県、町、それぞれ国県が38%ずつですかね、残りを町が出して基金を助成されておるわけですが、この基金の運用状況といいますか、毎年どのくらいの運用をして、どのくらい回収をなさっているのか、まずお尋ねいたします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

現在、高齢者牛につきましては、41戸の農家に対しまして143頭貸し付けをいたしております。

○8番（末次利男君）

今回、さっきも申し上げましたとおりに、国、県、町、この3者でこの基金が助成されておるわけですが、県もしくは町、今回、いわゆる18,000千円ということで4年間で72,000千円を積むという計画で上程されておるわけですが、国はもちろんそういうことで引き揚げるということですが、それに準じて県と町の対応はどういうふうになるのか。

また、今回新たに18,000千円の4年間の72,000千円を積む計画ですが、今からずっと5年間で回収があるはずですよ。その分を、国の分は恐らく返還という形になると思いますが、町、県はどのようになるのかですね。そこらの対応はどのようになされるつもりなのか、お尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

議員のお話のとおり、国の国庫事業につきましては実施要領等からも削除されておりますので、これは毎年2月に基金の残金を確定した分について、毎年返還していくということになります。

その総額につきましては、国庫分につきましてはトータルで今現在77,358,563円、基金合計でございます。このうちの、先ほど申された国に返還する金額につきましては、見込みですけれども、30,023,807円。これについては、御存じのとおり、高齢者牛につきましては5年後に素牛代が返ってくるという制度でございますので、一遍に返すわけではございません。先ほど申しましたとおり、毎年2月時点で5年前に貸し付けの素牛が各農家から返ってきますので、その残金が確定になった後に、毎年、国に返還するということの事務が発生してまいります。

それと、もう一つお尋ねでした、県費につきましてはどのようになるかということでござ

いますけれども、これにつきましては、今現在、うちの方から申しますと、4月19日に管内の、管内というのは武雄管内まで含めたところの市町村、農協関係での導入牛の取り扱いの説明会がございました。実は、これはもう国が国庫分は引き上げると。県費も引き上げるということがわかっておりましたので、その対策ということで各市町村から、各農協から出向きまして県の出先機関の方に武雄市と鹿島市の農林事務所の方に、これは困るということで陳情を申し上げたところでした。もちろん、うちの方からも本課の方に、直接、役場の方からも畜産は農業の中でも基幹作物でございますので、その旨、引き上げてもらったら太良町としては困るといふようなことで、再三話をしておりました。

それで、実際、ほんの6月16日に畜産導入事業の県レベルでの担当者会議がございまして、今の状況でございます、今度は県費の分でございますけれども、県費につきましては、引き上げるといふことではなくして、それを、まだこれは決定ではございません。今、県が検討しているということでございますので、ちょっとお断りを申し上げますけれども、一応、県と検討事項、今協議している県の内容につきましては、その会議の中では国庫を除く県費と町費の分がありますですね。町費は、当然、町のものでございますけれども、その県費と町費を使った事業をできないものかということで、今、県の財政課と、それから県の関係のところ、今、調整中だといふようなことで、今後、もしかすれば、国、県、返すとなっていたのが、県費の分につきましては、市町村で運用ができる見込みが今のところあるといふようなことで、6月16日の導入の会議のときにはそのように話を県の方から説明がっております。

以上です。

○8番（末次利男君）

ぜひ県の方も前向きに対応していただきたいということを担当からも強く要望していただきたいと思いますが、この制度というのは、当然、今、農業の分野というのが非常に衰退の状況でありながら、唯一、このBSEの問題が浮上してから特にですけれども、本当に高い価格で推移をしておるといふことは、もう周知のとおりでございますが、いずれにしても、今後そういう問題も、だんだん7月、8月ぐらいには輸入が再開するんじゃないかという状況の中で、さらに競争が激しくなるといふ思います。

そういった中で、この高齢者牛貸し付け制度というのは、先ほど課長が申されたとおりに、補助金で打ち切りじゃないわけですよ。これは回収して、それをまたさらに原資として運用していくという制度で、非常に行政の支援のあり方の優等生的な制度じゃないかと思いますが、特にここで、この規則で定められている高齢者牛ということも、ひとつ今後もうちょっと枠を拡大して、さらに資金でも、あるいはある意味もう少し増資してでも、今後太良町の飛躍産業として支援をしていくとう考え方は、町長ございませんか。政策的なものですから。

○町長（百武 豊君）

今るるおっしゃいましたけども、国の政策は間違っていると。高齢者牛を買えないような

制度をやっている。これはけしからんことですよ。これは本来は、アメリカ牛を食え食えということなのかということにつながりますよ。日本で牛をもっともっと育てて、日本牛をたらふく食べていただきたいと。オーストラリアの牛は別として、アメリカの牛は食えというのと等しいじゃないかと。こういう政策はだめだと思っていますからね。これは特に太良町においては、今、牛の産業は非常にみんな頑張っていますから、これはもう、ぜひ太良町としても応援をしていきたい。いつかも申し上げましたように、育てていかねばならないと。こういうときに国の政策は誤ったことをやっているのはいかんと思いますからね、場合によっては財政、あるいは国の分まですべて積み上げて町でも一気にやりたいと。やる気は十分ありますから、逆にそれにこたえてくれる牛組合の方が問われると思いますからね。これはもう、粗収入の半分は畜産ですから、太良町はこれを捨てちゃいかんと思っています。

○15番（田崎 誓君）

同じく21ページ、ここに工事請負費の8,000千円、ふるさと農道緊急整備事業、この補正予算を見ると余り質問事項はないわけですが、金額がちょっと大きいものですからお尋ねしよるわけですが、この内容説明をまずいただきたいと思います。

○土地改良課長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

実は、この件につきましては5月31日に全員協議会で皆さんに図面まで配付して御説明してきたところではございますけれども、再度ここで御説明をいたします。

実は、この道路の8,000千円の工事内容ですけれども、広域農道から喰場の方に行く町道、一部は農道ですけれども、その1,300メートルについて、現在の道路を拡幅して5メートルぐらいで広げてつくると。そして、その用地、立木等については、地権者の皆様から無償で提供していただいてつくるといったことで、ここでは工事請負費だけ8,000千円計上しているところがございます。

それで、内容につきましては、先ほど図面等も配っておりますので、再度それを御確認いただければと思います。

以上です。

○15番（田崎 誓君）

そしたらですよ、これは農免道路と思いますが、現在、町道ですか、緊急道路ですか。どうなるのですか。

○土地改良課長（永淵孝幸君）

先ほど言いましたように、一部町道、一部は農道です。（発言する者あり）失礼ですけど、図面を、一応31日に配っておりますので、それを見ていただければ、そこに詳しく書いておりますので。

以上です。

○16番（中溝忠喜君）

いや、今、21ページの繰出金の18,000千円についての質疑がなされましたが、この高齢者牛の導入資金制度というのは、51年に発足をいたしまして、もう既に30数年というような年月が経過しておりますが、これはもう高齢者にとっては大きな喜びで歓迎してきた制度であり、そしてまた、太良町の和牛の普及と畜産の振興にも大分貢献してきているわけです。この制度がひょっとすれば切れるんじゃないかというふうに私も不安がっておったわけですが、ただいま課長の方から、国がこの制度を廃止しても県と町の連携で何とか維持していくような方向に、前向きに進めるというような方向づけなんですよというような答弁でございましたので、一安心しているわけですが、このことは、ひとつ高齢者にとっても太良町の畜産振興にも非常にプラスになる制度ですので、できれば今後も継続してもらいたいというふうに思うわけです。

ところで私は、今回18,000千円繰り出しをしなければならぬと。もちろん国が今回のこの制度に対して廃止をするという宣告をしているんだというようなことでございますので、今回、補助金の返還ということ、これは単年度でやらんばいかん問題なのかですね。

それから、18,000千円の繰出金の積算をされたという経過はどうなっているのか。大体の16年度の決算をしてみますと、ただいま報告もありましたように、基金の残高が合わせて導入の牛と現金とを合わせて77,358千円余りあるわけですから、それで今回、国が一時的に廃止をするから返してくいろうということ、これを強制的に言うのかどうなのか。その点は、やっぱり市町村あって国ですから、この財政難のときに自分たちが一方的に打ち切ったことで、さあ出資の基金を返せろと、そういう強制的な物言い方をしているのかどうなのか。その辺の積算の内容がどうなっているのかわからぬわけですから、これはもう既に今言われるように、57,000千円ぐらいが今の導入資金になって、現金も20,000千円余りあるわけですから、その辺を考えれば、その返還の経過というものが早急にやらねばならない問題なのか。その辺の感触をひとつ説明願いたいと思うんですが。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

まず、1番目に返還の経過でございます。

これは先ほど申しましたとおり、牛は毎年貸し付けをしております。国の方では、末現在の基金の残高ということをとらえます。今回の17年度末決算でいきますと、現金が4,604,744円、17年度末現在でございます。（発言する者あり）はい。17年度につきまして35頭導入をいたしております。35頭の導入総額が19,949,873円でございます。そうしますと、先ほど申しましたとおり、どこかで基金の残金は幾らだということになると思います。それが4,604,744円でございます。このうち国に返す分につきましては1,787,157円でございます。

これが来年度の同じ時期になりますと、償還が13年度の貸し付け分の償還頭数が24頭ござ

います。その分、10,381,597円、毎年、基金の現金がふえるようになります。もう導入はできませんので、要綱が削除になっても、特別導入事業という制度がなくなっておりますので、この導入がないから、もう国は使うなということなんですよ。あとはお金が返ってくれば返還しなさいと。先ほど、2点目か3点目かでお尋ねの件の、国はどのような考えなのかというのは、国はもう返してくださいということでございます。その率については、38.8%でございます。

だから19年末、2月で大体返せということですので、大体試算しておりますのは、18年度末というのは19年の2月ごろと考えております。このときに返ってくる頭数が24頭ございまして、予定でございますが10,381,597円、これにつきましても38.8%国に返すということになります。この金額が4,029,225円でございます。これと同じように、14年度の末ということになれば、15年の2月ですけれども、13頭分返ってまいります。これにつきまして5,776,259円の38.8%というようなことで申しますと、国庫が2,241,837円返還するとなります。

そういうふうにして5年間返ってきたのを全部返すトータルの金額は、先ほど申しました30,023,807円というのを、貸し付けをしておりますのが1年ずつ貸し付けしておりますので、それが1年ずつ返ってきますので、今後5年間国への返還は発生するというようになります。

次に、18,000千円の積算の基礎ということでございましたので、高齢者牛につきましては、消費税を抜いて650千円を限度としております。大体、平均では550千円ぐらいの牛を導入いたしております。ただし、うちの方の内規で消費税を抜いた650千円まででございますので、頭数的には35頭分あるんですけれども、大体30頭分の600千円ということで18,000千円という積算をして繰出金に計上をさせていただいております。

以上です。

○16番（中溝忠喜君）

今の説明によればね、結局、この導入資金で与えた分が5年後には返ってくると。それが年次返還されて、何頭ですか、24頭ぐらい返ってくるというようなことで、その返ってきた資金の比率の38%を国に返せというとなれば、償還は非常にやりよかじゃないかね。それに対して、あんた18,000千円とかなんとかね、大台に乗せて一遍に払わんばなんということはないかな。いや、私が誤解しておるかもわかりませんが、その辺がどうしてもわからんものですから、私は国がこういう財政困窮のときに自分たちの考え方で、そうして地方に押しつけて廃止をするから38%の出資額を払いなさいよと、そういうあんた無理難題をやられて、すぐそうですかと言うわけにゃいかんですよ。あいどん、そうじゃなくして説明を聞けば、遂次、導入資金の返還に応じて38%返還してくださいと言わないば、当然、理屈としても合っているしね、そう困窮に値する問題じゃないじゃないかというような判断に立つものですから、その辺をもう少し詳しく説明願いたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

議員の御質問にお答えします。

私が少し早口で、ちょっと答弁がまずかったと思っておりますけれども、この繰出金の18,000千円につきましては、現在の高齢者基金77,358,563円、もちろん現金が、先ほど申しました4,604,744円と牛で今貸し付けをしております143頭分の72,753,819円、高齢者牛の基金の総額でございます。これを国の制度を使って基金を造成いたしました。

ところが、導入事業は、もう国が取りやめて終わったということで、この基金は凍結と一緒になんです。先ほど申し上げたのは、この基金はもう使われないという意味なんです。それで、5年間かけて返してくださいと。

ところで、この21ページに計上いたしております18,000千円につきましては、現在の基金が使えませんので、国に毎年返ってくるやつをずっと返しなさいということで使えないので、導入をするために新たに一般財源で……（「わかった」と呼ぶ者あり）

そういうことです。失礼します。

○16番（中溝忠喜君）

そしたら、やっぱり今までの導入資金は、結局、国が38%、県が38%、町が26%というような配分で運営をしてきたわけですが、今後、運営していくということになれば、県と町でタイアップして、この制度が維持できるのかどうか。

それから、県のこの制度に対する構成団体がどのくらいあるのか、その辺の内容がわかっておれば、ひとつ確答を願いたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

県内で、現在、高齢者牛の基金を運用しているところは、旧市町村単位で13市町村あります。唐津がもう統合しましたので、10市町ということになります。

それから、今の状態で運営していけるかどうかということでございますので、これは、先ほど議員も畜産振興、農家のために大変重要な制度だというようなこともおっしゃっていただきましたので、こちらとしましても、この制度は補助金と違って5年後には返ってくる、有意義に町の金を福祉、肉資源確保のために使いますので、町で18,000千円ずつ造成いたしました、今後も72,000千円程度になるまで造成をいたしたいと思います。ただし、先ほど申しましたように、県費の分の運用の仕方と要項等がまた変わってくる可能性もございますので、そのときには、また議会の方に御報告をさせていただきたいと思っております。

○11番（岩島 好君）

28ページの、これは社会教育総務費の中の19節の負担金補助及び補助金のところの新生活運動推進協議会補助金50千円の減額、これは当初予算で50千円組んで減額ですから、もうゼロですが、これは、もうのうなるんですかどうですか。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

新生活運動推進協議会につきましては、2月の段階で役員会総会を開いていただきまして、協議会を廃止ということにさせていただきましたので、当初予算に50千円計上しておりました分を、今回補正減をお願いしているところです。

○11番（岩島 好君）

そしたら、これはもう、ゆうゆんのうなったわけで、新生活運動というとは、もう全く何も関係ない、もう運動自体もせんということですね。そうすると、もうどんだんだんだん広がっていくんじゃないですか。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

新生活運動推進協議会自体は廃止をいたしましたけれども、新生活運動の推進につきましては、公民館事業の一環としてチラシの配布なりとか、それから町報に掲載するとかして、これからも地域の皆さんには、率先してこれまで事業を計画しておりました部分につきましては取り組んでいただきたいということで、この間の区長会、独自の総会が4月にありましたけれども、その折にもお願いをいたしておりますので、今まで地区の方でいろいろ香典返しの廃止とかそういうのも取り組んでいらっしゃる場所もありますので、それはぜひとも今後も続けていただきたいということでお願いをいたしております。

○3番（浜崎敏彦君）

27ページの委託料、大浦中学校の体育館の設計委託料の件でお尋ねしますが、先ほども竹下議員から質問があったんですが、この内容に関しては5月31日の全員協議会の折に一応説明をいただきましたので理解しているんですが、あそこのスペースの問題ですね。現在の体育館が建っておる横に使ってないプールがありますね。スペース、面積関係はどういうふうな設計をされる計画でおられるんですかね。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

答弁いたします。

面積的には、先ほど議員言われましたように、40メートルの18メートルの今の現状でございます。それで、できましたら、長さが約40メートル、幅が30メートルでお願いしたいと思っております。

○3番（浜崎敏彦君）

長さが30メートルといったら、今の1.5倍以上になるわけですね。幅ですか、あの前の建物が、長さが40メートル55、幅が18メートルということで、あの図面をいただいたと思うんですが、新しくされるとなれば、これが2面できるような形になるんですか。

それともう1点、全体の工事費に関して、大体どれぐらいを見込んでおるかという質問を全員協議会の折にあったと思うんですが、そのときに総工事費を240,000千円ほど見ており

ますと。その内訳はということになりましたら、補助が3分の1、起債が3分の2。それで、3分の2の起債の中の交付税措置が3分の1ありますという答弁だったと思うんですよ。確認ですが、それに間違いはないかどうか、お願いいたします。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

答弁いたします。

全員協議会の折に一応御説明申し上げましたけれども、実は、屋内運動場の必要面積が一応1,138平米というふうなことでございまして、現状での体育館の面床よりまだ余裕がございますので、できましたら長さが約40メートル、今の長さですね。幅が今18メートルぐらいです。できましたら多良小中体育館並みの幅をお願いしたいなと思っております。そういったことで、一応、概算の概算を計算しております。それで、3分の1が国の補助金でございまして、残りの3分の2の90%を起債でお願いいたしまして、その起債の約70%ですかね、交付税というふうなことでございまして、一応そういったことで概算的に計算をしたところでございます。

○3番（浜崎敏彦君）

それでしたら、横のところにプールがありますね。あれを今回、もうプールも壊してしまうという計画ということになるんですかね。

それと、先ほどの交付税措置なんですけどね、今、いろいろ国の方で何か話し合いがあっておるみたいなんです。起債に対する交付税措置、それを廃止しようかというような話もあっているということも聞いたんですが、それはまだ先のことになると思うんですけど、もし来年度からこれを着工した場合に、もしそれが廃止有効になった場合は、町持ち出し分がふえるということになりかねないと思うんですが、その辺はどういうお考えですか。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

答弁いたします。

県の方にお聞きしましたら、現在の交付税関係、基本的に余り変わらないというふうなことの回答をおもらしております。詳細については、まだ国の方から通知が来ておりませんが、基本的に今の状況のようでございます。

○7番（恵崎良司君）

34ページのここに一覧表が、地方債の現在高ということで出ておりますけれども、17年度末で4,893,000千円。それから、18年度末で4,740,000千円と。これは見込み額ですけれども、今、浜崎議員の質問にも関連して、この17年度でまず交付税の措置分は幾らになるのかお尋ねいたします。

それと、関連して17年度末の基金残高は幾らなのか。それと、18年度の基金の見込み額。

○議長（坂口久信君）

そしたら、財政課長が今試算しよる間に、浜崎議員の先ほどの質問のプールを壊すのか

壊さないのかを教育委員会次長答弁してください。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

答弁いたします。

先ほどの浜崎議員の大浦中学校のプールについて、まだ答弁しておりませんでしたけれども、実は、あのプールも相当老朽化が進んでおるのは議員御承知のとおりでございます。壊すか壊さないかは、ちょっと私の方が30メートルの幅であれば壊す必要があろうかと思っておりますけれども、もし30メートルの幅が必要でないとのことであれば、そのまま結構でございます。私の方では、壊す壊さないは、ちょっと控えさせていただきたいと思っております。

○町長（百武 豊君）

まだ決定じゃありませんけれども、体育館は今の場所に土を入れて高くなしてつくりたい。そして、今のプールのところは、できれば駐車場として使いたい。そして、プールが絶対必要な場合は、もとの弓道場付近の用地を取得して、あそこがベターであろうと。そして、屋根もあそこは要らないのじゃないのかと、こんな思いがあります。

○財政課長（大串君義君）

17年度末の起債残高が4,893,913千円に対して、交付税の措置額が3,136,405千円。措置率としましては64.1%となっております。

それと、基金残高でございますけれども、3,971,779千円となっております。

18年度末の基金残高の見込みでございますけれども、普通会計で3,611,127千円ということと考えております。

以上です。

○7番（恵崎良司君）

わかりました。関連してですけれども、これはちょっと合併時のシミュレーションというのですか、推測によると、18年度の起債は5,731,000千円。それで、基金が35億円ということで、基金は1億円ぐらいの誤差なんですけれども、現実、結果的には今がよいということで好ましいことなんですけれども、ちょっと、何で起債のシミュレーションが5,731,000千円と、約10億円違っておるわけですね。これが、議論があったのは多分15年ぐらいだと思いますけれども、3年の間に、現実には確かにシミュレーションよりいいわけです、もう起債も10億円ぐらい少ないわけですから。ただ、前のことをほじくるようでちょっとあれですけれども、何でこのように3年ぐらいの間で現実に対してシミュレーションが狂っていたのか、その辺はどうですかね。

○財政課長（大串君義君）

今、ちょっとこう、違いをはっきりとはここでは申せませんが、多分15年度の地域財政計画に基づいた数値をシミュレーションの中で計上をいたしておったというふうに考え

ておりますけれども、実際、国の財政状況が大変厳しくなったということで、交付税が、例えば16年度から17年度ぐらいですかね、極端に交付税が削減されたとかいうような大変厳しい状況が続いていたものですから、その時点で、やはり財政の健全化ということで起債もなるべくせんようにということで、まず、投資的な事業を削減していこうというようなことが、その10億円の差の大部分の原因じゃないだろうかというふうに考えております。

以上です。

○7番（恵崎良司君）

現実がシミュレーションよりかいい方に推移していることですので、よい結果ですけれども、まだ先はもちろんわかりませんが、今後、こういうシミュレーションというのですか、推移をする場合は、結果として、現実からやっぱりより誤差の少ないようなシミュレーションをしていただくと、意地悪くとれば、やっぱりこれは一つのシミュレーションは、これはおどしだったんじゃないかと、ここだけとればですね。そういうことも言えんわけでもないですから、こういう合併論議があった時分は、それから一般的に、例えば、本やなんかでも日本国家は破産するとか、そういう破綻本、いわゆる倒産本とか、そういうのがどんどん、実際よく出ていたんですよ。そういうことをおどしのマーケットと言うそうだけれども、どんどんおどしをかけて、極端に言ったら誘導したい方向に持っていくというようなことも言えんわけでもないわけですから、今からそういうシミュレーションをする場合は、やっぱり一般的に厳しく見積もるといのはわかりますけれども、その辺のことを適正に予測していただくようお願いをしておきます。

○16番（中溝忠喜君）

27ページ、今、この中学校の体育館の建設の委託料問題について18,200千円計上されておるといようなことで、いろいろと論議がなされてきておるわけですが、これは今の中学校の体育館は早急にやっぱり危険改築をしなければできない状況なのかどうなのか。その辺の判断はどうされているのか、その辺をまず確認したいと思うんですが。そんなに早急に改築の手続きをとってやらなければならない、そういう厳しいお示しなのかどうなのか。これは、やっぱり危険校舎で非常に危ないというような、そういうせっぱ詰った状況であれば、これはもう早急にやらなければならないと思うんですよ。しかし、事情が事情ですので、私はできることであるならば、普通の財政状況であれば、これはもう行け行けどんどんで文部科学省に渡りをかけて一刻も早く、ひとつ危険改築のできるような対策をとっていただきたいよというような応援をしたわけですが。しかし、状況が状況ですので、この辺の状況がどうなっているのか、その辺をひとつ説明願いたいと思います。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

実際、大浦中学校の体育館に行ってみられたらおわかりいただけるんじゃないかと思うん

ですけれども、相当老朽化しております。このたび危険校舎の認定もいただいておりますから、私どもは早急に建設をする必要があると、そのように判断をいたしまして、このような計画を立てさせてもらっている状況でございます。

シロアリ等も中に入って、これは中の鉄骨じゃございませんけれどもね、鉄骨の腐食というようなことじゃございませんけれども、木材が使っているものが落っこちてきたり、そういうことの手当てをしながらしているんですが、一番最初に建てたものが昭和36年建築で、町内の校舎関係のものでは一番古い建物でもございますし、これは生徒諸君の安全確保という面からでも早急に建てかえる必要があるんじゃないかと、そのような判断をいたしてこのような提案をさせてもらっている状況でございます。

以上です。

○16番（中溝忠喜君）

いや実は、大体大浦の体育館はシロアリ等もおつたと。そしてまた、ある程度の疲れもあるというようなことで、ちょうど杉崎町長のとき、38,000千円ぐらいかけて危険度の改築事業をやっているんですよ。そういうような背景もあるものですから、私はさっきも申しますように、普通の財政状況であればどうということはないわけですが、しかし、今、考えてみれば、きょうの質問の中でも校舎は校舎、プールはプールだというような非常に財政豊かな時代のような考え方で臨まれる太良町の財政状況ではないわけですよ。

考えてみれば、さっきもこの財政関係の話が出ましたが、起債関係も47億円、それから、基金も40億円を切ったというようなことで経常収支の比率というのも、やはりもう95%に近い状況にあるわけで、公債費そのものが、もう一般会計の分だけでも公債費560,000千円です。それから、特別会計を合わせれば、もう7億円以上になるんですよ。それからまた借金関係も、今回病院関係の新設をやったわけですから、特別会計だけでも24億円ぐらいのそのような借金を背負っているわけですから、一般会計と特別会計を合わせれば72億円ぐらいの借金状況になっておるものですから、このことを考えますと、やっぱり太良町が住民にサービスをしてきたのかどうかということになれば、ここ10数年間、太良町は県下でも指折りと言われるくらい住民サービスもして、予算の位置づけも相当高くして50億円全部やっておるわけですよ。50億円、60億円をやっているわけ。お隣の塩田町にしても、あるいは白石町にしても、太良町のような予算の計上をして執行してきたところはほとんどないわけです。

それで、太良町はどういうようなことを、ここ七、八年のうちにやってきたかと言えば、やっぱりしおさい館も13億円の予算を平成10年ごろつくって、そしてまた、学校関係も9年から16年にかけて約8億円近い、あの武道館も、あるいは図工室あたりもあわせてそういうような事業もやり、病院も24億円というように非常にハードな事業をやってきて、住民に対するそういういろいろな面でのサービスもやってきている状況なんですよ。

そういうようなことで、考えてみれば、もう経常収支の比率が95%近いというようなこと

になれば、全く余裕はないというような状況に立たされておるので、私はできれば、今の状況から、もう少しやっぱり先の見通しをしながら、そのときゆっくりでもよかじやなかかというような考えに立つわけですよ。

というのは、三位一体の改革を政府は盛んに大義名分にしながらやってきて、国の出し前をうんと減らしながら交付税に手をかけて、もうこてんこてんにやってきて16年度の予算あたりはにっちもさっちもいかないというようなことで、やっぱり財調関係の問題が各自治体に底をついて、そして予算の前倒しをやったという全国的なあれもあるわけですよ。

そして、今度の6月には、この財務省の検討委員会と申しますか、審議委員会と申しますか、これでは今回示しているのが、19年度から交付税の法定率まで下げていきたいと。こうなれば、ますます厳しい状況に立たされてくる昨今の財政事情であるわけで、町としても今日までずっと行革をやっぱりやりながら、そして臨んできているわけですよ。どうかすれば、職員の給料もどがんやってやろうかというような状況に来てしもうてから幾ら考えてみてもいい知恵も出んわけですから、私は当分、その辺の猶予があるとすれば、もう少し考え方をして臨むべきじやなかろうかというふうに思いますが、このことについて、私の提言としては、執行部を初め、あるいは教育委員会、そしてまた財政、企画、担当課長ら等を交えて、十分この辺を検討課題として決断をして、そしてどういうふうにされるのか、その辺の判断をしていただきたいというようなことを提言したいわけですが、その辺について、教育長、どう思いますか。

教育長自身としても、今後の学校建設については、将来展望に立って十分見通しを考えながら臨むということは大事な視点なんだというようなことも答弁されておるわけですから、そういうようなことで財政状況が許すとすれば、さっきも申しましたように、私は行け行けどんどんで文部科学省にも渡りもかけてやりなさいよというような、そういうような考え方に立つわけですよ。しかし、事情が事情ですから、「欲しがりません、勝つまでは」という昔の戦時中の標語もあるように、そういった気持ちで住民の意識も変えていかんばいかんというような時代なんですから、私は、その点を一つ提言したいと思います。教育長の答弁を求めます。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

このことについては、財政の事情が非常に悪化をしていると、厳しい状況であるということとは、十分私どもとしても認識をしておるところでございます。

ところで、校舎建築については、例えば多良中学校の内部改修ですね。それから、次には大浦小学校の管理棟の全面大規模改修というようなものを年次計画の中に入れながら考えていたところですけども、そういうものも、今、全面的にここ数年ストップしている状況なんです。それで、大規模改修に全然手をつけておりません。

そういう中であって、大浦中学校の体育館の問題が急に浮上してまいりまして、これについても、できるだけ早い時期に、これは改築をしてやらなくちゃ安全の確保ということについて非常に厳しいんじゃないかというようなことで、急遽、大浦小学校の管理棟も多良中学校の北校舎の内部改修も押しのけて、そこに大浦中学校の体育館を持ってきているわけですね。本来なら、年次計画で申しますと、そういうふうなものを済ませて、その次に大浦中学校の体育館というふうなことを思っていたんですけれども、そういうものを全部ストップしている状況の中で、大浦中学校の体育館だけは早急にこれは新築をする、改築をする必要があるというふうに、私ども判断をいたしまして、厳しい財政状況の中ではあるけれども、これだけはまずさせていただきたいというようなことで御提案を申し上げるところでございますので、どうぞ御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、実際は、大浦小学校の管理棟の大規模改修ですね、これはもう3年前から計画の中に入れて、そのような準備を進めていたところなんですけれども、できない。全然できないんですね、ここですね。床なんかもぶかぶかしている、そういうところだけでもしてもらえませんかというような要望もあっているんですけれども、そういう要望にもこたえ切らずにいるというような状況で、校舎建築に関しましては、随分と太良町は厳しい状況にあるということです。これはもちろん、もうこういう財政事情の厳しい中であるということとは重々承知の上で、しかし、それ以上に児童・生徒の安全確保というものが、より必要であろうというような観点で御提案をさせてもらっていると、そういう状況でございます。

○16番（中溝忠喜君）

いやね、今の教育長の答弁を聞いておりますと、全く自分の縄張り範囲の考え方ですよ。これはあんた、平成9年から16年までこれだけの教育予算を、ハードな事業をしてきた県下の市町村はないですよ。それにもってきて、全くしていないような話をして、それでも改修があつとを遠慮をしていたから、今度もそういうようなこの体育館の危険改築だけはこのように、そういう答弁をするということがナンセンスでならん。率的には執行部としては一番配慮をしてやってきておるわけですよ。

私は、歴代の教育長の予算関係をずうっと見てきておるわけですが、荒田教育長時代から中島教育長、これだけ教育予算に例年やってきた市町村はないですよ。予算と言うたら、あんた教育行政だけの予算じゃないですもん。住民のいろいろな面に、やっぱりサービスをしながら投資をしていくだけの、そういうバランスのとれた配慮がなからんばいかんわけですよ。そういう考え方であれば、大変な教育長の偏見じゃと私は言いたいですよ。そういう考え方でいるということであれば、今から徹底して私はやりましょう、そういう考え方なら。そういう答弁の仕方があるですか。

それで、このことについては、私はやっぱり執行部がこれに対して全部が改修に踏み切るということであれば、どうこうということはないわけなんですけれども、再度やっぱり検討を

していただきたいという提言をしておるわけですよ。

○教育長（陣内碩泰君）

私の答弁の仕方がいささかまずかったということで非常に、（発言する者あり）いや、私は教育予算に対して太良町が非常にまずかったなんていうことは一言も言っておりませんで、私は、歴代、太良町の教育予算というものは非常に潤沢になされているということは、もう誇りに思っておるところでございますので、大浦中学校の校舎建築につきましては、私一存でということではできませんので、なお執行部皆さんで協議をしながら進めてまいりたいと思いますので、そのように御理解いただきたいと思います。（発言する者あり）

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんかね。（「進行」と呼ぶ者あり）よかですか。

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第58号 平成18年度太良町一般会計補正予算（第1号）について、本案の賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致、よって本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 13 分 休憩

午後 3 時 29 分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第10 議案第59号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第59号 平成18年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（岩島 好君）

簡易水道の4ページの手数料の件ですけれども、これは当初予算のときに3月補正で減額をされておって、そうして当初予算には前の年の当初予算ぐらいで組んであったと。それで、

何でかと質問をしたところ、いやもう手数料関係が半分ぐらいになってきましたという説明がございました。

そしたら、それはもう必要なけん補正ばせんばいかんたいえということで、今回補正をされておると思うんですが、その1回、3月に聞いたような気がするんですけども、もう一遍、もと計画ではこういう回数でしよったけれども、今度は減りますというところだけを説明を求めます。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

省略9目検査ということを年に8回、基準48項目を年に4回、原水を1回の予定で予算を組んでおります。

○11番（岩島 好君）

当初予算ではね、8,000千円の時をはがんで組んでおったところ、実際はがしこすすぎよかもんのみという話だろうと思うんですよ。その説明を求めます。

○環境水道課長（土井秀文君）

当初予算の組み立ては、業者から見積もりをもらいまして、それで入札の結果、入札減が出ましたので、その分の補正減です。（「はい、よくわかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第59号 平成18年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致、よって本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第60号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第60号 平成18年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（浜崎敏彦君）

4ページの予備費318千円の説明をお願いいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

簡易水道と一緒に入札減が出ておりますので、その分を予備費に充当しております。

○11番（岩島 好君）

3 ページの手数料の件ですけれども、これもさっきのやつと同じですか。検査の関係を入札されて、その結果がこうだということですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

入札の結果です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第60号 平成18年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致、よって本案は原案どおり可決されました。

お諮りします。各常任委員会の調査、研修をより一層促進するため、総務常任委員会には庶務、財務、税務、厚生、文教に関する事項、建設常任委員会には土木、建設、水道に関する事項、経済常任委員会には農林、水産、観光に関する事項について、おのおのの常任委員会は調査、研修を行い、町民の負託にこたえるよう付託いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、各常任委員会にそれぞれ調査、研修を付託することに決定いたしました。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。今期定例会の会議に付されました事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもちまして平成18年第3回太良町議会定例会第2回を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後3時36分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 末 次 利 男

署名議員 竹 下 武 幸

署名議員 田 口 靖